

クリーンガス製造設備認定申請解説書

2024年8月13日改訂

クリーンガス証書評価委員会事務局

当解説書の目的

当解説書は、申請者の方々に、クリーンガス製造設備認定申請からクリーンガス製造設備認定までの流れについて正しくご理解いただき、スムーズに手続きを進めていただくためのものです。

クリーンガス製造設備認定申請までに必要な準備、クリーンガス製造設備認定申請に必要な申請書類、認証可能ガス量等を確認するための必要書類、留意事項等について解説します。

クリーンガス製造設備認定までの流れ

日程（例）	内 容
申請約 3 ヶ月前	<p>(1) 証書発行事業者との事前協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ チェックリスト関連資料、関連法令資料等の証拠書類を準備。 ➤ 上記資料・書類に関し、事前に証書発行事業者の確認を受ける。証書発行事業者にて製造設備認定申請書案作成。
申請日	<p>(2) 製造設備認定申請書類提出（申請者（＝証書発行事業者）⇒クリーンガス証書評価委員会事務局）</p> <p>※ 申請書類は、押印版申請書を含めすべて電子媒体とし、申請者である証書発行事業者から電子メールにて事務局に送信。紙媒体での提出は不要。</p>
申請日 + 1 ～2 カ月	<p>(3) 製造設備認定申請書受付、審査及びクリーンガス証書評価委員会における審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 現地確認を含む申請書類の確認及び審査。 ➤ クリーンガス証書評価委員会の招集及び審議。
委員会開催日 + 1 営業日	<p>(4) 設備認定及び認定通知（クリーンガス証書評価委員会事務局⇒申請者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 設備認定番号、設備認定日等について、電子メールにて連絡 <p>※ 「クリーンガス製造設備認定書」は、原則として四半期ごとに発送します。それ以前に必要な場合はご連絡ください。</p>
設備認定日 + 1 日以降	<p>(5) ガス量測定開始</p>
設備認定後	<p>(6) 関連書類提出 ※初回ガス量認証までに提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「証書発行事業者マーク届出書」 ➤ 「証書関連情報の管理責任者・管理体制図」 <p>※ 日程は一例で、申請内容や繁忙状況等により認定までの日数は変わります。</p>

(1) 事前協議-①チェックリスト（環境価値のダブルカウントの防止及びガスの計量方法）

「クリーンガスの認定・認証要件に関するチェックリスト」の適合説明で示した必要書類を揃えてください。

- クリーンガスの環境価値がガス製造事業者に帰属していないこと（環境価値のダブルカウントの防止）を示す書類（ガス製造事業者との業務委託契約書など）

注：ガス製造事業者は、クリーンガス価値（環境価値）を保有しないことになるため、ホームページや CSR 報告書等で「CO2 排出削減に寄与している」など環境価値に関連した表現を行っていないことを確認してください。

- ガス量の計測が的確に行われていること（計量器の位置を明示した構成概略図や計量データなど）。特に、クリーンガス相当量（体積・熱量）の適合説明欄で、e-methane またはバイオガス・e-methane 混合ガス製造の場合には、原料となる水素及び二酸化炭素の計量方法、及び e-methane またはバイオガス・e-methane 混合ガスの計量方法等を説明してください。また、バイオガス製造の場合には、バイオガスの計量方法等を説明してください。

計量が既に行われている場合には、下記データを揃えてください。

- ✓ 校正済計量器データなど
- ✓ 販売ガス量データなど
- ✓ 運転月報（製造ガス量、稼働時間）
- ✓ メタン分析結果（含有率、小数点以下第 2 位を切り捨て、第 1 位までを記入してください。）

計量器等写真撮影における留意事項

計量器写真の撮影例

撮影記録内容

- ・ 設備認定番号
- ・ ガス製造設備番号
- ・ ガス製造者氏名
- ・ 撮影日時
- ・ 撮影者

他のガス製造設備の計量器写真と混同しないように注意すること。

ガス量の指示数、計器番号が容易に読み取れること。

計量器写真および撮影記録内容が1枚に納まっていること。もしくは、計量器写真をWord・Excel等の電子文書や台紙に貼付け、撮影記録内容を付記すること。撮影日時を必ず記載すること。

撮影記録	
設備認定番号	0000
ガス製造設備番号	No.0000
ガス製造者氏名	00 00
撮影日時	0000年0月0日 0時0分
撮影者	00(株)00部00課 00 00

(1) 事前協議-②チェックリスト (関係法令)

「クリーンガスの認定・認証要件に関するチェックリスト」の関係法令で示した必要書類を揃えてください。提出が必要な求められた場合には、コピーの提出をお願いします。

- ガス事業法関連資料（工事計画届出、保安規定届出、主任技術者選任届出、安全管理審査結果通知など）
- 建築基準法、消防法関連資料（建築確認通知書、ガス製造設備設置届出など）
- バイオマス関連資料（ばい煙発生施設設置届出、排ガス濃度測定結果報告書、軽量証明書、騒音・振動調査報告書など）

(2) クリーンガス製造設備認定申請書類提出

所定の申請書式に、(1)で揃えたエビデンスを添付した申請書類一式を提出してください。

- クリーンガス製造設備認定申請書（事務取扱要領 附属書1）
 - ✓ 申請者はクリーンガス証書発行事業者としてください。
 - ✓ 申請者の項には、責任者のサインを記入（または捺印）してください。
 - ✓ 新規証書発行事業者による申請の場合には、別途、企業概要説明資料および事業スキーム説明書の提出が必要となります。

- クリーンガス製造設備概要書（同 附属書2）
 - ✓ ガス製造方式：できるだけ詳細に記入してください。
 - ✓ 製造ガス容量：単位は N m³/h で記入してください。
 - ✓ 校正済計量器：計量器が特定できるよう流量計やガスクロマトグラフィーの名称、型番、及びシリアルナンバーを記入してください。
 - ✓ 特記事項（原料等）：ガスの原料等を記入してください。
- クリーンガス製造設備構成概略図（同 附属書3）
 - ✓ 製造から供給(消費)に至る一連の流れが分かるフロー図としてください。
 - ✓ クリーンガス相当量の根拠となるデータがどの地点で測定されているか記載してください。
 - ✓ クリーンガス製造設備以外の設備からのライン接続がないことを示してください。
 - ✓ 取引メーター後流で放散されていないことを示してください。
 - ✓ クリーンガス製造設備であることが分かるプロセスであることを示してください。
- クリーンガスの認定・認証要件に関する誓約書（同 附属書4）
 - ✓ 申請者の項には、附属書1と同じ責任者のサインを記入（または捺印）してください。
- クリーンガスの認定・認証要件に関するチェックリスト（同 附属書5）
 - ✓ クリーンガスの環境価値がガス製造事業者に帰属していないことの確認やガス量の計測方法等については、「(1) 事前協議-①チェックリスト(環境価値のダブルカウントの防止及びガスの計量方法)」を参照してください。
 - ✓ 関係法令に関しては、「(1)事前協議-②チェックリスト(関係法令)」を参照してください。
 - ✓ その他(景観条例・地元との協議)に関しては、周辺住民への説明やトラブルの有無、情報の開示状況等について記入してください。
- (1)で揃えたエビデンス書類

※ 申請書類は、申請者の捺印がある書類を含め、すべて電子媒体で提出してください。

(3) クリーンガス製造設備認定及び通知

設備認定申請書の審査が終了した後、申請者に設備認定番号、設備認定日等を電子メールにて連絡します。

(4) クリーンガス製造設備認定証書発行

クリーンガス製造設備認定書は、原則として四半期ごとに発送します。
それ以前に必要な場合はご連絡ください。

(5) クリーンガス相当量計測開始

クリーンガス相当量認証申請のための初期値のガス量計測は、ガス製造設備認定日の翌日以降としてください。

(6) クリーンガス製造設備認定後に提出する書類

初回のガス量認証申請時まで以下の届出書等を提出してください。

- 証書発行事業者マーク届出書
- 証書関連情報の管理責任者・管理体制図

変更申請について

認定済クリーンガス製造設備について、内容に変更がある場合には、すみやかに連絡してください。

以下の変更がある場合には、クリーンガス相当量認証申請ガイドンスに基づき、直近のクリーンガス相当量認証申請時において簡易変更手続きを行ってください。

- ガス製造業者の氏名、住所の変更
- 校正済計量器等情報の変更（遠隔検針開通、計量器の取替）等

以上